

第 2 9 1 号 答 申

第 1 審査会の結論

公立大学法人名古屋市立大学（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、結論において妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成27年10月 5日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

個人情報の開示請求があっても特定して開示しない理由の分かるもの（平成〇年〇月〇日、名市大理事長が個人情報開示決定した文書Aにおける〇〇の欄外に「〇〇」と明記しており、文書Bを特定せず、開示しなかった理由の分かるもの）（以下「本件行政文書」という。）。)

2 同月19日、実施機関は、本件行政文書は存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

3 同年12月10日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第 3 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、本件行政文書を公開しない理由として、本件請求に係る行政文書については、実施機関においてこれを作成又は取得していないためと主張している。

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明意見書において次のとおり主張している。

(1) 本件公開請求は、異議申立人が行った個人情報開示請求（以下「別件開示請求」という。）に対し、) 文書Bを特定せず、開示しなかった根拠が記載された行政文書を求めるものであると考えられる。

(2) しかしながら、実施機関において、本件公開請求に係る行政文書は作成

又は取得されていない。

第 4 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、請求趣旨を満たす行政文書を公開することを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 平成〇年〇月〇日、名市大理事長が個人情報開示決定した文書Aにおける〇〇は、確かに個人情報として開示された文書の一部であるが、当該文書自体は何らの個人を特定する記載事項はなく、行政文書公開請求でも公開されるべき文書である。当該文書の欄外に「〇〇」とアンダーラインを引いて注意喚起した記載があり、実施機関事務局は、「〇〇」ことを明記しているところである。

(2) 一方、実施機関及び名古屋市個人情報保護審議会が「個人情報」としなかったため、後日、行政文書公開請求によって開示された文書Bは、当該文書に記載されている「個人情報」そのものである。

したがって、明らかな「個人情報」であるメールを「単なる行政文書」とみなした理由、すなわち「個人情報の開示請求があっても、実施機関が特定して開示しない理由」が実施機関及び名古屋市には行政文書として存在するはずであり、「不存在」はありえず、適切な当該請求に係る文書等の特定を行い開示すべきである。

(3) 個人情報開示請求に係る答申において、会議の招集に係るメールは個人情報ではないとして開示されなかったため、情報公開請求をしたところ、5通のメールが開示された。その中にパスワードが設定されたメールがあり、パスワードを設定するのは個人情報だからであり、個人情報開示請求で特定されずに放置されていたことから、そのような対応をする理由が必ずあるはずである。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件行政文書の有無が争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市に保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件公開請求について

本件公開請求は、異議申立人が何らかの事情で承知していると考えられる別件開示請求に関して、特定の電子メールが特定されず、開示されなかった根拠が記載された行政文書を求めるものと解される。

4 条例第 9条該当性について

(1) 本件異議申立てにおける争点は、上記 1のとおりである。しかし、上記 3を踏まえると、異議申立人が何らかの事情で承知していると考えられる別件開示請求に関して、処分がなされたことを前提として本件公開請求がなされていることから、本件公開請求の対象となる行政文書の存否を明らかにするだけで、条例第 7条第 1項各号に規定する非公開情報を明らかにすることになるか否かについての検討をする必要があると認められるため、以下のとおり検討する。

ア 公開請求に対しては、当該公開請求の対象となる行政文書の存否を明らかにした上で、公開決定等を行うことが原則であるが、条例第 9条は、その例外として、対象となる行政文書の存否を明らかにするだけで、条例第 7条第 1項各号に規定する非公開情報を公開することとなる場合には、行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否できることを定めている。

イ 条例第 7条第 1項 1号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

ウ 本件公開請求書には、開示決定がなされた日付を具体的に明記した上、個人情報開示請求をした当人（以下「本人」という。）のみが通常知り得る、保有個人情報であるとして開示された文書の名称及び当該文書の内容（以下「別件保有個人情報」という。）が具体的に記載されている。

エ 本件公開請求書の記載内容は、上記ウのとおり、別件保有個人情報に言及したものであり、別件保有個人情報は、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくない情報であると認められ、また、別件保有個人情報から、本人が特定の個人として識別されるものであると認められる。

また、本件公開請求は別件開示請求があったことを前提に行われたものであり、本件行政文書の存否を明らかにすることで、特定の日付に、本件公開請求書に記載されている内容の個人情報開示決定がなされた事実の有無を明らかにするものであると認められる。

オ したがって、本件公開請求については、本件行政文書の存否を明らかにするだけで、実施機関が本人について別件保有個人情報を保有し、また別件開示請求に係る諸手続きに関する事実の有無を明らかにすることになるため、条例第 7 条第 1 項第 1 号の非公開情報を公開することになると認められる。

カ 以上より、本件公開請求については、本件行政文書の存否を明らかにすることにより、条例第 7 条第 1 項第 1 号の非公開情報を明らかにすることになるため、本来、条例第 9 条の規定に基づき、本件行政文書の存否を明らかにしないで非公開決定を行うべきであったと認められる。

(2) このため、本件処分を取り消して改めて行政文書の存否を明らかにしないで非公開決定を行うべきとも考えられるが、その意義に乏しく、結論において本件処分は妥当と言わざるを得ない。

(3) なお、当審査会の判断は以上のとおりであるため、上記 1 の争点については重ねて判断しない。

5 異議申立人は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、

上記において述べたとおりであり、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会からの付言

上記第 5 3のとおり、本件公開請求は異議申立人が何らかの事情で承知していると考えられる別件開示請求を前提とし、保有個人情報であるとして開示された行政文書に関連する行政文書の公開を求める公開請求であると認められる。

名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）に基づく個人情報開示制度は、開示請求者を本人とする保有個人情報の開示請求をすることができる制度である。

他方、行政文書公開制度は、何人も公開請求することができるものとされ、公開請求者が誰であれ、同内容の請求に対しては同一の判断基準により非公開情報を除いて公開するものであることから、行政文書公開制度で行政文書を公開することは、当該行政文書を広く社会に公開し得るものとして実施機関が判断したものと解される。

したがって、本件公開請求について、たとえ公開請求者が、個人情報開示決定がなされた事実を既に知り得ている人物であり、実態として保護されるべき法益が存在しないとしても、上記第 5 4の判断のとおり、行政文書公開制度上、文書の存否を明らかにしないで、公開請求そのものを拒否すべきであった。

もしくは、公開請求者に公開請求の趣旨を確認し、その結果、当該趣旨が特定の個人に係る保有個人情報を求める公開請求ではないのであれば、その旨の補正を行った上で、公開等の決定をすべきであった。

実施機関においては、今後、公開請求を受け付けるにあたり、請求内容を十分に精査した上で、適切に対応することを要望する。

第 7 審査会の処理経過

年 月	内 容
平成27年12月25日	諮問書の受理
平成28年 1月12日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
2月 8日	実施機関の弁明意見書の受理

2月25日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは 反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は 意見陳述申出書を提出するよう通知
3月24日	反論意見書の受理
令和元年 9月20日 (第21回第 2小委員会)	調査審議
10月18日 (第22回第 2小委員会)	調査審議
同日 (第22回第 2小委員会)	異議申立人の意見を聴取
11月15日 (第23回第 2小委員会)	調査審議
令和 2年 6月19日 (第28回第 2小委員会)	調査審議
8月21日 (第29回第 2小委員会)	調査審議
9月 1日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野木昌弘、委員 豊島明子、委員 森絵里